

廃止（辞退）・休止・再開届の提出方法について

1 はじめに

事業を廃止（辞退）、休止、再開する場合には、事前に届出が必要です。

2 提出書類

- (1) 廃止（辞退）・休止・再開届提出票
- (2) 廃止・休止・再開届出書（様式第59号）又は指定辞退届出書（様式第60号）
- (3) 添付書類は以下の一覧表を参照

3 提出先

鳥取市福祉保健部高齢社会課（事業者管理係）

〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎

TEL：0857-20-3454（直通）

FAX：0857-20-3404

4 提出期限

廃止（辞退）・休止 … 廃止・休止・辞退の日の1か月前まで
再開 … 再開前

手続きをスムーズに進めるために、事由が発生した場合には高齢社会課にお早めにご連絡ください。

（1）地域密着型介護老人福祉施設以外

【廃止届】

種別	書類名
届出書	廃止（辞退）・休止・再開届提出票 廃止・休止・再開届出書（様式第59号）
添付書類	指定通知書（写）又は指定更新通知書（写）

【休止届】

種別	書類名
届出書	廃止（辞退）・休止・再開届提出票 廃止・休止・再開届出書（様式第59号）

【再開届】

種別	書類名
届出書	廃止（辞退）・休止・再開届提出票 廃止・休止・再開届出書（様式第59号）
付表	付表（再開する介護サービスのもの） ※指定申請で使用する様式で作成してください。
添付書類	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（再開する介護サービスのもの） ※指定申請で使用する様式で作成してください。

	<p>① 雇用契約書（写しでも可）等、従業者と法人との間で雇用の意思が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤務地、職務内容、勤務体制が分かるようにしておいてください。（勤務表と一致しているか確認します。） 勤務表に記載してある名前の順番に並べた上で提出ください。 <p>② それぞれの職種で必要となる資格を有していることが分かるよう、介護福祉士、看護師等の資格証の写しを添付してください。</p>
その他	<p>変更出書（様式第58号）（再開に当たり変更があった場合） ※再開する介護サービスの変更届の様式で作成してください。</p>

（１）地域密着型介護老人福祉施設

【辞退届】

種別	書類名
届出書	<p>廃止（辞退）・休止・再開届提出票 指定辞退届出書（様式第60号）</p>
添付書類	<p>指定通知書（写）又は指定更新通知書（写）</p> <p>県提出書類（写） ※ 増床により県指定施設に移行する場合は、老人福祉法に基づき県に提出する特別養護老人ホームの各種変更届出等（かがみ）の写し</p>

※書類は特段の定めがない限り、原則として日本工業規格A4型とします。

3 注意事項

（１）認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護の指定を受けている事業所がいずれかの事業をやめる（廃止する）場合も、廃止届を提出することになります。

（２）休止していた事業を再開する場合、休止時点と管理者や運営規定が変わっている場合には、指定事項の変更手続きが必要になります。（通常の変更届の手続きを同じです。）

（３）事業を廃止、休止、辞退する場合には、事業者は利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務付けられています。

○ 地域密着型サービス（介護保険法第78条の4第6項）

指定地域密着型サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしたとき又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をするときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）を受けていた者又は同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けていた者であって、当該事業の廃止若しくは休止の日又は当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定地域密着型サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定地域密着型サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

○ 地域密着型介護予防サービス（介護保険法第115条の14第6項）

指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域密着型介護予防サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定地域密着型介護予防サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、他の指定地域密着型介護予防サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

○ 介護予防支援事業（介護保険法第115条の24第4項）

指定介護予防支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定介護予防支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定介護予防支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定介護予防支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。